

最低賃金が変わると暮らしは変わる？

～最低賃金について聞いて、知って、考えてみよう～

アルバイトやパートで働く人たちのなかには、最低賃金と同額、あるいは最低賃金を少しだけ上回る賃金の人たちがたくさんいます。

最低賃金は、最低賃金法という法律にもとづき、毎年、最低賃金審議会で議論されて決められています。ただ、どのようにして最低賃金が決まるのか、ほとんど知られていないのが実情です。

また、今年2月、自民党の有志議員たちが、全国一律の最低賃金によって都市部と地方との賃金格差の解消を目指す議員連盟を発足させたそうです。

シンポジウムでは、最低賃金の意義や仕組み、今後の課題などを広く一緒に考えたいと思います。

参加費
無料

日時：2019年4月20日（土）

13時30分～16時30分

会場：ひと・まち交流館 京都 大会議室

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
（河原町五条下る東側）

定員：150名（申込不要）

1階児童室も開放します

基調報告：中村和雄さん（弁護士）

「最低賃金はどのように決められているのか」

特別報告：中澤秀一さん（静岡県立大学准教授）

「なぜ最低賃金1500円が「あたりまえ」なのか

～最低生計費調査から」

パネルディスカッション

・大槻祐樹さん（株式会社大槻シール印刷・代表者）

・要宏輝さん（元連合大阪副会長・元大阪府最低賃金審議会委員）

・竹下敦子さん（パートタイム労働者）

・中澤秀一さん

コーディネーター 中村和雄さん



お問合せ先 反貧困ネットワーク京都

電話：075-241-2244（つくし法律事務所内）担当 舟木